

中小企業者向け  
勤労者向け  
令和2年版



館林市

# 融資制度のご案内

小口資金の利用に必要な保証協会の保証料を最大8割まで補助

- 経営安定資金の利子補給を1年間実施！
- 経営振興資金の利子補給を2年間実施！
- 創業融資の利子補給を3年間実施！



## 中小企業者向け融資

市内に店舗、工場又は事業所があり、同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者

**運転資金**の融資を受けたい！

例えば… ● 新しく社員を雇いたい。 ● 商品や材料をまとめて仕入れたい。 ● 広告を出したい。

**設備資金**の融資を受けたい！

例えば… ● 営業用車両を購入したい。 ● 工場を新設したい。 ● 高性能の機械設備を導入したい。

### A 小口資金

運転 設備

保証料補助(一部)

#### 特別小口資金

(保証付融資制度は併用できません)

→ 2ページのAへ

### B 経営安定資金

運転 利子補給1年

→ 2ページのBへ

### C 経営振興資金

設備 利子補給2年

→ 3ページのCへ



## 勤労者向け融資

市内に自己居住用の住宅建築(購入)又は土地を取得しようとする勤労者

**住宅資金**の融資を受けたい！

例えば… ● 住宅を新しく建てたい。 ● 住宅用の土地を購入したい。

同一事業所に1年以上継続して勤務し、かつ1年以上市内に居住する勤労者

**生活資金**の融資を受けたい！

例えば… ● 入学金などの教育費が必要。 ● 病気を治すための医療費が足りない。

### E 勤労者住宅資金

→ 4ページのEへ

### F 勤労者生活資金

→ 4ページのFへ



## 創業融資制度をご利用の方

### D 創業融資利子補給制度

利子補給3年

→ 2ページのDへ